

「紹介状なし」で受診する場合

初診及び再診時にかかる 「選定療養費」について

令和4年10月より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、200床以上の地域医療支援病院では、初診時7,000円以上、再診時3,000円以上の選定療養費の徴収が義務化となり、紹介状なしで受診する場合は保険適用の診療費とは別に、選定療養費をご負担いただくこととなります。

紹介状をお持ちでない初診の方にご負担いただく金額

7,700円（税込）

※ 初診時選定療養費をご負担いただく場合

- ・ かかりつけ医の紹介状をお持ちでなく、当院を初めて受診する場合
- ・ 以前受診したことはあるが、前回の受診日から3ヶ月以上間隔があいている場合
- ・ 患者様が任意により治療を中止した後、改めて受診する場合
- ・ 当院、通院中であっても、通院中の診療科以外の診療科を紹介状なしで受診された場合（特に同日に1科目を再診、2科目を初めて受診する場合）
- ・ 当院で〇〇科を受診しており、患者さまの希望で別の診療科を初めて受診する場合は選定療養費がかかります
- ・ 乳児医療、ひとり親家庭医療も選定療養費対象となります

病状が安定し当院から他の医療機関宛に、文書による紹介を行った方が、再度、当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに受診された場合にご負担いただく金額

3,300円（税込）

当院を受診の際は、是非かかりつけ医の紹介状をお持ち下さい。

（上手な医療のかかり <https://kakarikata.mhlw.go.jp/kakaritsuke/motou.html>）

上記につきましては
ご理解のほどよろしくお願いいたします。



社会福祉法人 親善福祉協会
国際親善総合病院

令和6年11月1日文章改定